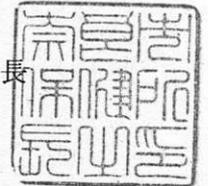


指導書

奈健衛第440号
令和5年11月24日

一般財団法人 奈良の鹿愛護会
会長 大川靖則様

奈良市保健所長



令和5年9月19日、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第41条の2及び公益通報者保護法第2条に基づいた通報書を受け、動物愛護管理法第25条第5項に基づく立入検査その他の調査を実施したところ、不適正な飼養に起因する虐待を受けるおそれがある事態とは認められませんでした。調査の結果、問題点が明らかとなりました。

つきましては、下記の是正措置を講ずるよう、動物愛護管理法第25条第4項に基づき指導します。

なお、是正の状況については、令和5年12月28日（木）までに文書で報告してください。

記

1. 次の事項について改善すること。
 - 1) 新鮮で清潔な水を常時与えるよう対策を行うこと。
 - 2) 施設内の排泄物の清掃を毎日行い、飼養環境を衛生的に保つこと。
 - 3) 動物の排泄物と食餌が混在した状態としないこと。
2. 現状で衰弱している個体の有無を把握すること。

把握した個体についての治療や飼育に関わる方針をたてること。
3. 今後、衰弱させないために以下の方針並びに計画を講じること。なお、鹿の種や反芻動物としての特性、性差を考慮すること。
 - 1) 収容後間もない鹿の管理対策（給餌・給水・環境）
 - 2) 収容後、鹿が衰弱しないための対策（給餌・給水・環境）
 - 3) 収容後、鹿の体調不良の早期発見に努めること。
 - 4) 衰弱個体を発見した際の適切な保護体制（連携、給餌、環境）
4. 以下については、動物愛護管理法第25条第4項及び第44条には直接抵触しないものの、今後、関係機関と協議し、その改善に努めること。
 - 1) 寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所を確保すること。
 - 2) 鹿の収容対策（鹿の健康および安全を保持した収容方法の検討）